

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び保育料の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀岡市は、教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び保育料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都府亀岡市長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び保育料の徴収に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法等に基づき、教育・保育給付認定業務、施設等利用給付認定業務、施設入所事務、保育料・副食費の決定事務、補足給付事業の決定事務について、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	子ども子育て支援システム、基幹業務支援システム、宛名・納付システム、中間サーバ、団体内統合利用番号連携システム、京都府・市町村共同電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル、電子申請データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第9項及び第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 項番17、20及び155
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(市民情報コーナー) 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5095
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部保育課 京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地 0771-25-5028
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を順守している。 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	亀岡市情報セキュリティ対策基準規定及び個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・消失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	公表日	平成30年2月27日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月27日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月27日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年4月1日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部保育課	こども未来部保育課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保育課長 阿久根 由美子	保育課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報保護ファイ ルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保育課	こども未来部保育課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	リスク対策の追加	事後	
令和1年7月19日	評価書名	施設型給付の支給及び保育料の徴収に関する 事務	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び 保育料の徴収に関する事務	事後	
令和1年7月19日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	施設型給付の支給及び保育料の徴収に関する 事務	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び 保育料の徴収に関する事務	事後	
令和1年7月19日	公表日	令和元年6月28日	令和1年7月19日	事後	
令和1年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事業の名称	施設型給付の支給及び保育料の徴収に関する 事務	教育・保育給付、施設等利用給付の支給及び 保育料の徴収に関する事務	事後	
令和1年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事業の概要	子ども・子育て支援法等に基づき、支給認定業 務、施設入所事務、保育料の決定事務につい て、特定個人情報を取り扱う。	子ども・子育て支援法等に基づき、教育・保育 給付認定業務、施設等利用給付認定業務、施 設入所事務、保育料・副食費の決定事務、補足 給付事業の決定事務について、特定個人情報 を取り扱う。	事後	
令和3年3月31日	公表日	令和1年7月19日	令和3年3月31日	事後	
令和3年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	
令和3年7月9日	公表日	令和3年3月31日	令和3年7月9日	事後	
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年12月6日	公表日	令和3年7月9日	令和3年12月6日	事後	
令和4年6月20日	公表日	令和3年12月6日	令和4年6月20日	事後	
令和4年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月1日	公表日	令和4年6月20日	令和5年6月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年6月1日	公表日	令和5年6月1日	令和6年6月1日	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項	番号法第9条第1項 別表 第9項及び第127項	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 項番13、16及び116	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 項番17、20及び155	事後	
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	
令和6年10月1日	公表日	令和6年6月1日	令和6年10月1日	事後	